社会福祉法人用

第三者評価受審

補助金の申請から交付までの手続き

杉並区福祉サービス第三者評価事業補助金の申請は、福祉サービス第三者評価の結果を、公益財団法人東京都福祉保健財団が運営する福祉情報総合ネットワーク「とうきょう福祉ナビゲーション(http://www.fukunavi.or.jp/)」（福ナビ）にて**公表**していただくことを前提としています。

【申請から交付の流れ】

１　交付申請
（原則、評価機関との契約前に提出）

※申請時に既に評価機関と契約済の場合でも、契約金額が 30 万超の場合は 2 社見積りが必要となります。

締切：令和７年９月１２日（金）

事業者　⇒　介護保険課事業者係

☆　必要書類（※１）

●①②はホームページよりダウンロードする。
●⑦⑩については、原本提示する。
●③⑥⑧⑨には、書類ごとに原本証明をしたものを提出。

	書類名	備　考
①	助成申請書	
②	(別紙)理由書、事業計画及び申請額算出内訳	
③	定款及び役員名簿（原本証明した写し）	
④	理由書	②で代用
⑤	助成を受けようとする事業の計画書	②で代用
⑥	収支予算書（原本証明した写し）	**※２**
⑦	国又は他の地方公共団体から助成を受ける又はその予定がある場合、その助成の程度を記載した書類（原本及び写し）	
⑧	財産目録（原本証明した写し）	
⑨	貸借対照表及び収支計算書（原本証明した写し）	
⑩	見積書（原本及び写し）**３０万円超は２社見積り**	**※３**

※１　サービス種別が異なる場合の、同一の定款、収支予算書等は省略できる場合がありますのでご相談ください。
※２　予算書の写しは、今回の補助金にかかる支出の部分のみでも結構です。その場合、**表紙の写しもご提出ください。**
※３　見積書原本は確認後返却します。

２　交付決定

介護保険課事業者係　⇒　事業者

●交付決定の事業所に 10 月初旬に通知します。
申込多数の場合は、不交付となる場合もありますのでご了承ください。その場合は、事業者の費用負担による受審をお願いいたします。

３　評価機関との契約

●補助金請求期限までに、評価結果が「とうきょう福祉ナビゲーション」で公表されるように、評価機関との受審計画を立てて下さい。

４　評価受審
（令和８年１月末頃までに受審を終わらせてください。）

第三者評価機関⇒事業所

５　補助金の請求及び実績報告
（評価結果が福ナビに掲載された後、提出）

締切：令和8年2月27日　必着！

事業者　⇒　介護保険課事業者係

〈請求時の提出書類〉
●①～③は交付決定時に区から郵送する様式を使用。
●④～⑥は**原本**を持参し提示。

	書類名	備　考
①	補助金交付請求書（第 6 号様式）	
②	口座振替依頼書	
③	事業実績報告書（第 7 号様式）	
④	評価機関との契約書（原本及び写し）	
⑤	補助金対象経費の領収書（原本及び写し）	
⑥	福祉サービス第三者評価結果報告書（原本及び写し）	※

※ **認知症対応型共同生活介護事業所**は写しを**２部**ご用意ください。
（1 部は年度末の第三者評価受審緩和のための資料）
※ ④⑤⑥の原本は確認後返却します。

補助金交付

【注意事項】
☆申請時に既に第三者評価機関と契約済の場合でも、契約金額が３０万超の場合は２社見積りが必要となりますのでご注意ください。
☆第三者評価機関が評価結果を届け出てから「とうきょう福祉ナビゲーション」」に結果が掲載されるまで 1 か月程かかる場合があります。受審計画の進行管理にはご注意ください。
☆評価結果の「とうきょう福祉ナビゲーション」掲載が補助金請求期限（令和８年２月２７日）に間に合わない場合は、請求時提出書類①～⑥に代わり、辞退届の提出をお願いします。
☆東京都による福祉サービス第三者評価に関する通知は「とうきょう福祉ナビゲーション」で閲覧できます

【提出・問い合わせ先】
保健福祉部介護保険課 事業者係　　電話 03－3312－2111　内線 1337